

## ○知的障がいがある人がもらえる年金の話をつかりやすく○

障害がある方の中で、主に特別支援学校などを卒業して福祉就労施設などで仕事をされる方、知的障害や発達障害がある方などがもらえる年金お話です。

障害者の年金というと、障害基礎年金や、障害厚生年金がありますが、上記の方がもらえる年金は「障害基礎年金」になります。（障害厚生年金は、会社などで仕事をしていた、ケガなどで障害を負ってしまった方がもらえる年金ですので、知的障害のかたは子どもの頃から診断される場合が多いので、今回は割愛します）

### ○どんな人がもらえる？

障害基礎年金は20歳からもらえます。重度、中度の知的障害の方がもらえる年金です。

軽度の知的障害の場合でも、もらえる可能性もあります。

もらえる年金額は、障害の程度で等級によって違います。

1級、2級、または「もらえない」です。

### ○もらえる金額は？

障害年金の等級	障害の程度	支給額
1級	重度	81,000円/月
2級	中度	65,000円/月

障害基礎年金の申請をして、年金がもらえる方は国民年金など年金の支払いは免除されますが、障害基礎年金がもらえない方は、国民年金など年金制度の支払いの対象になります。私たちが払っているのと同じですね。

なので、障害年金の2級に認定されれば、年金は月額65,000円もらえるけど、軽度の障害などで2級に認定されなければ、年金は毎月16,000円払わなければならないという仕組みです。但し、知的障害により、月の収入が低い場合は保険料支払いの免除対象になるようです。

### ○1級2級の判定

ryouikutecho.com様を参考にさせていただきました

### 障害年金1級

知的障害があり、食事や身の回りのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの。